

## 北海道スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 登録審査等に関する規程

### （総 則）

第1条 本規程は、北海道スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程（以下「協議会規程」という。）第3条に基づき、日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）への登録に関する事項について、全国協議会登録規程等の諸規定に基づき定めるものとする。

### （登録基準）

第2条 全国協議会への登録基準については、全国協議会登録基準細則による。

2 同規定第4条の都道府県協議会独自基準を定める場合は、北海道スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において協議のうえ、普及・生涯スポーツ委員会において決定する。

### （登録申請）

第3条 全国協議会への登録を希望する総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）は、前年度の10月から12月までの間に連絡協議会に申請書類を提出しなければならない。

### （登録審査委員会）

第4条 連絡協議会は、登録・更新審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）を設置する。

### （登録審査委員会の構成）

第5条 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、次に示すものの中からそれぞれ1名以上を連絡協議会の会長が委嘱する。

- ①北海道スポーツ協会役員または担当者
- ②北海道行政担当者
- ③連絡協議会役員または担当者
- ④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）

3 委員長は委員会で必要と認めた場合、オブザーバーを置くことができる。

### （委員の任期）

第6条 登録審査委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、これを補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は任期が終了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

### （登録審査委員会の招集および決議）

第7条 登録審査委員会は委員長がこれを召集し、その議長となる。

2 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により議決する。

(登録審査方法)

第8条 登録審査は書類審査により行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を行うことができる。

2 審査は、全国協議会登録審査細則第7条第2項に基づく申請書類により行う。ただし、第2条第2項による独自基準を定めた場合は、連絡協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。

3 審査の基準については、全国協議会登録基準細則に準ずる。

4 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の該当クラブの実務を管理するもの(クラブマネージャー等)が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

(登録審査結果の報告)

第9条 登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施前年度の1月末までに取り纏め、別に定める様式により連絡協議会へ報告する。

2 連絡協議会は登録審査結果を確認し、2月末までに全国協議会へ提出する。

(登録更新の審査)

第10条 登録更新は年度ごとに行うこととし、申請書類・審査は全国協議会登録更新審査細則によるものとする。

2 審査手続きは、本規程の登録審査手続きに準ずる。

(登録クラブの処分)

第11条 全国協議会登録クラブ処分細則第8条の規定により、全国会議処分審査会から処分の委任を受けた場合は、登録審査委員会がこれを行う。

2 処分の手続きは、全国協議会登録クラブ処分細則による。

(改定)

第12条 本規程は、連絡協議会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項及び第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

附則2 本規程第5条第2項中、「連絡協議会の会長が委嘱する」は、令和4年度において連絡協議会の会長が選任される間は、「普及・生涯スポーツ委員会の委員長が委嘱する」に読み替える。

附則3 本規程第9条各項及び第12条中の「連絡協議会」は、令和4年度において連絡協議会が設置される間は、「普及・生涯スポーツ委員会」に読み替える。

附則4 本規程は令和4年9月29日に改定施行する。

1. 第8条第2項及び第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。
2. 本規程第3条中の「当該年度の10月から12月まで」は令和5年度においては「当該年度の5月から7月まで」とする。
3. 本規程第9条第1項中の「前年度の1月末までに」及び第2項中の「2月末まで」は令和5年度においては、それぞれ「当該年度8月末までに」及び「9月末まで」とする。